

【z202】 給料表の種類と適用範囲

給料表の種類	適用範囲（条例・規則で定めるもの）	
	主な勤務公署または職名（人事委員会規則で定めるもの）	
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員	
公安職給料表	警察官である職員で人事委員会規則で定めるもの	
教育職給料表	県立高等学校及び県立特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員である職員並びに県立中学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた職員並びにその他の職員で人事委員会規則で定めるもの（第18条の2において「教育職員」という。）	
研究職給料表	試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究の業務に専ら従事する職員で人事委員会規則で定めるもの	
	一 環境創造センター、二 ハイテクプラザ、三 農業総合センター、四 水産海洋研究センター、五 水産資源研究所、六 内水面水産試験場、七 林業研究センター、八 文化財課、九 美術館、十 博物館、十一 刑事部科学捜査研究所	
医療職給料表	医療職給料表(一)	保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるもの 医師及び歯科医師
	医療職給料表(二)	保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士である職員その他の職員で人事委員会規則で定めるもの 薬剤師、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、栄養士、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師であつてそれぞれの資格に応ずる業務に従事する職員及び任命権者が人事委員会と協議して定める職員
	医療職給料表(三)	保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるもの 保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員でそれぞれの資格に応ずる保健指導又は看護等に従事する職員
技能労務職給料表	技能労務職員	